

令和7年5月臨時会

小平・村山・大和  
衛生組合議会

日 時 令和7年5月27日（火）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場



# 小平・村山・大和衛生組合議会

## 令和7年5月臨時会

日 時 令和7年5月27日（火）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

### 1. 出席議員（12名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1 番 佐 藤 徹 | 2 番 柴尾ひろみ |
| 3 番 外山まなみ | 4 番 三輪博美  |
| 5 番 大川元   | 6 番 尾崎利一  |
| 7 番 中野志乃夫 | 8 番 森田博之  |
| 9 番 内野和典  | 10番 大野正士  |
| 11番 鈴木明   | 12番 須藤千詠子 |

### 2. 欠席議員（0名）

### 3. 出席説明員

|                |              |
|----------------|--------------|
| 管 理 者 小林洋子     | 副 管 理 者 和地仁美 |
| 副 管 理 者 山崎泰大   | 助 役 有川知樹     |
| 会 計 管 理 者 滝澤徳一 | 事 務 局 長 市川裕之 |
| 総 務 課 長 入澤秀和   | 業 務 課 長 石川博隆 |
| 建 設 課 長 郷間睦仁   |              |

## 議事日程（第1号）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 小平・村山・大和衛生組合議会議長の選挙
- 第 3 小平・村山・大和衛生組合議会副議長の選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会期の決定
- 第 6 会議録署名議員の指名
- 第 7 諸報告
- 第 8 議案第6号 小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第7号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 議案第8号 小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第9号 小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬等及び費用弁償等に関する条例及び小平・村山・大和衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 令和7年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第1号）

午前9時30分 開議

○事務局長【市川裕之】 皆様、おはようございます。事務局長を務めております市川と申します。

開会に先立ちまして、当組合議会の閉会中に正副議長の辞職がございましたので、議長が選挙されるまでの間、当組合の議会事務局としての立場から司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいま御出席いただいております議員の皆様の中では、中野志乃夫議員が年長議員となりますので、御紹介を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、臨時議長席への御移動をお願いいたします。

(中野志乃夫臨時議長、議長席に着く)

○臨時議長【中野志乃夫】 ただいま御紹介をいただきました中野志乃夫です。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会5月臨時会を開催いたします。ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

## 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長【中野志乃夫】 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席のとおりといたします。

## 日程第2 小平・村山・大和衛生組合議会議長の選挙

○臨時議長【中野志乃夫】 日程第2、小平・村山・大和衛生組合議会議長の選挙を行います。

お諮りします。地方自治法第118条の規定により、選挙の方法は投票と指名推選の2通りがございますが、いずれの方法を取りましょうか。

(「指名推選で」の声あり)

○臨時議長【中野志乃夫】 了解しました。ただいま、指名推選との発言の動議が提出され、所定の賛成者がございます。お諮りいたします。ただいまの動議のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長【中野志乃夫】 御異議なしと認め、よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長【中野志乃夫】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長には森田博之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名いたしました森田博之議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長【中野志乃夫】 御異議なしと認めます。よって、森田博之議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森田博之議員が議場におられますので、本席から、会議規則第27条第2項の規定により告知いたします。

それでは、森田博之議長、議長席にお着き願います。交替いたします。

(森田博之議員、議長席に着く)

○議長【森田博之】 一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様のお推挙によりまして、議長の要職に就くことになりました。身に余る光栄でございます。皆様に心から感謝申し上げますとともに、重責を痛感いたしております。

微力ではございますが、当組合議会の円滑な運営のため、努力してまいる所存でございます。何とぞ、議員の皆様方の一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、議事を進めます。

### 日程第3 小平・村山・大和衛生組合議会副議長の選挙

○議長【森田博之】 日程第3、小平・村山・大和衛生組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 御異議なしと認め、選挙は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

副議長には、内野和典議員を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました内野和典議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 御異議なしと認めます。よって、内野和典議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました内野和典議員が議場におられますので、本席から会議規則第27条第2項の規定により告知いたします。

それでは、内野和典副議長、自席で御挨拶をお願いいたします。

○副議長【内野和典】 ただいま、森田議長から御紹介をいただきました内野和典でございます。就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、皆様の御推挙により、副議長の要職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄でありまして、改めて身の引き締まる思いでございます。

微力ではありますが、森田議長と力を合わせ、議会の公正かつ円滑な運営はもとより、持続可能な循環型社会の一層の推進により、市民福祉の向上が図られますよう務め、職責を全うしていきたいと思っておりますので、皆様からの一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長【森田博之】 ありがとうございます。

## 日程第4 議席の指定

○議長【森田博之】 日程第4、議席の指定を行います。

組合議会閉会中に議員の変更がございましたので、議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、ただいま御着席の席に定めさせていただきます。

ます。

## 日程第 5 会期の決定

○議長【森田博之】 日程第 5、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## 日程第 6 会議録署名議員の指名

○議長【森田博之】 日程第 6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 77 条の規定により、議長から指名申し上げます。

4 番 三輪博美議員

6 番 尾崎利一議員

12 番 須藤千詠子議員

以上の 3 名の方をお願いいたします。

## 日程第 7 諸報告

○議長【森田博之】 日程第 7、諸報告を行います。

1 点目は、閉会中に組合議員の辞職により、お手元に配付いたしましたとおり、議員の変更がございましたので報告いたします。

2点目は、令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計繰越明許費についての報告でございまして、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

## 日程第8 議案第6号 小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについて

○議長【森田博之】 日程第8、議案第6号、小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、現在欠員となっております小平・村山・大和衛生組合助役に現小平市副市長の有川知樹氏を選任いたしたいと考え、御同意を賜りたく提案申し上げるものでございます。

有川氏はお手元の経歴書にございますとおり、昭和63年4月から職員として小平市に勤務され、小平市の発展に深く貢献されました。そして本年5月1日からは、小平市副市長に就任されております。的確な判断力と決断力を兼ね備え、また行政経験豊富で企画力にもたけており、誠実なお人柄は助役に選任するのに最も適した方であると考え、提案を申し上げます。

なお、御同意を得られました場合には、本日5月27日付で選任いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田博之】 提案説明が終わりました。本件は人事案件でございますので、質疑、討論は省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに採決いたします。議案第6号、小平・村山・大和衛生組合助役の選任につき同意を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田博之】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時41分 休憩

午前9時43分 再開

○議長【森田博之】 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、助役に選任されました小平市副市長、有川知樹氏から御挨拶をいただきます。

○助役【有川知樹】 ただいま御紹介にあずかりました有川でございます。

本日は助役の選任に当たりまして、御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

組合の事務、事業の適切かつ円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。議員の皆様の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長【森田博之】 ありがとうございました。

## 日程第9 議案第7号 小平・村山・大和衛生組合監査委員 の選任につき同意を求めることについて

○議長【森田博之】 日程第9、議案第7号、小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、議員の一身上に関することですので、地方自治法第117条の規定により、須藤千詠子議員の退席を求めます。

(12番 須藤千詠子議員退席)

○議長【森田博之】 提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第7号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、現在欠員になっております小平・村山・大和衛生組合議員選出の監査委員に、武蔵村山市議会議員の須藤千詠子氏を選任いたしたいと考え、御同意を賜りたく提案を申し上げるものでございます。

須藤千詠子氏の優れた識見と高潔で誠実なお人柄は、監査委員に適切な方であると考え、提案を申し上げるものでございます。

以上が本案の内容でございます。

なお、御同意が得られました場合には、6月1日付で選任いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田博之】 提案説明が終わりました。本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに採決いたします。日程第9、議案第7号、小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田博之】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

須藤千詠子議員の入場を許可いたします。

(12番 須藤千詠子議員入場・着席)

○議長【森田博之】 それでは、監査委員に選任することにつき同意と決定いたしました須藤千詠子議員に御挨拶をいただきたいと思っております。

○12番【須藤千詠子】 ただいま監査委員の選任同意をいただきました武蔵村山市議会議員の須藤千詠子でございます。

今後、監査委員として、しっかりとその責務を果たしてまいりたいと思っております。つきましては、議員各位の皆様のお協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【森田博之】 ありがとうございました。

## 日程第10 議案第8号 小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長【森田博之】 日程第10、議案第8号、小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第8号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の育児と仕事との両立を支援する措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護との両立支援制度に係る措置の強化を図るため、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、第1点目は、子の小学校入学後に育児と仕事の両立が困難となる、いわゆる小1の壁に対応するため、小学校第3学年までの子を養育する職員が、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日につき2時間以内において取得できる新たな休暇制度として、子育て部分休暇を導入するものでございます。

第2点目は、子の看護休暇について、感染症に伴う学級閉鎖により、子の世話が必要となる場合などにおいても休暇を取得できるよう取得事由を拡大するものでございます。

第3点目は、職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

第4点目は、仕事と介護との両立に資する制度、または措置を利用しやすい勤務環境を整備するために、親族等の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護との両立に資する制度、または措置に関する個別の周知、意向確認等について新たに規定するほか、仕事と介護との両立に資する制度、または措置に関する研修の実施、相談体制の整備等について新たに規定するものでございます。

なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとし、本年4月1日から適用することを予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田博之】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○6番【尾崎利一】 1つは、仕事と介護の両立に資する制度で、相談体制の整備ということですが、具体的にはどのような形になるのか伺います。

それからもう1点は、全体として職員の利益に立つものだと思いますけれども、今言及されなかった問題で、子供の不登校が増えていて、不登校による離職も社会問題になっている状況の中で、不登校の子供の対応に関わっては、どのような規定になっているのか伺います。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 まず、1点目の介護の相談体制の関係でございますが、組合は小さな組織でございますが、総務課で、これまでもそういった職員がいれば相談に乗ってきたところです。今後につきましては、組合内にダイレクトメッセージなどのシステムがありますので、そういったものを活用し、関係がありそうな職員に、制度などの周知を徹底してまいりたいと考えております。

第2点目ですが、不登校による休暇の支援制度でございますが、今回改正しました子の看護休暇につきましては、現在、子が負傷したときや疾病した場合に取れるものが、今回の改正におきまして、学級閉鎖、入園式や卒園式などで幅広く対応できるようになったところですが、こういった内容ですので、不登校ではこの制度で休みを取ることは難しいと考えております。

そういった場合の対応ですが、今現在ですと、有給休暇を取得し、対応していただくということで考えております。

以上でございます。

○6番【尾崎利一】 答弁ありがとうございます。

不登校のことですが、現状でも診断書などがあれば休業することは可能なんだと思いますけれども、不登校はそういう診断書が出る場合だけではなくて、原因がなかなか分からないという状況があったり、子供が自分自身を守

るために学校に行かない選択をきちっと保障することも必要になるのが全体の知見になっていると思います。

そういう点で、今後、子供の不登校の問題について休業等を補償していく点でのお考えについて伺います。

○総務課長【入澤秀和】 不登校の関係の休暇でございますが、現状、組合にそういった職員はいないところではございますが、東京都や小平市で不登校に関する制度などが検討されるようであれば、組合もそれに倣って検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【森田博之】 ほかに質疑はございませんか。

○4番【三輪博美】 御説明ありがとうございました。

仕事と介護の両立支援制度のところなんですけども、措置が3点ございますけども、この3つの措置を全て行った上で、介護両立支援制度等の利用の請求が行われる認識でよろしいのでしょうか。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 今回の改正で、支援の措置をすることで推進できるかですが、これまでも総務課でこういった制度を活用していただくということで周知はしてきているところでございますが、小平市のパンフレットなどを参考にしながら周知を徹底して、多くの職員が介護制度を活用できる形にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番【三輪博美】 ありがとうございます。

○議長【森田博之】 ほかに質疑はございませんか。

質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【森田博之】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。日程第10、議案第8号、小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田博之】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### 日程第11 議案第9号 小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬等及び費用弁償等に関する条例及び小平・村山・大和衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長【森田博之】 日程第11、議案第9号、小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬等及び費用弁償等に関する条例及び小平・村山・大和衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第9号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行により、外国出張の旅費に関する規定を整備する必要があることから、組合が準拠しております小平市と同様の改正

をするものでございます。

改正の内容でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の規定が削除されることに伴い、引用している条文を削除するほか、新たに国家公務員等の旅費に関する法律施行令に準じて支給するよう改正するほか、文言の整理を行うものでございます。

なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

施行期日につきましては、本年6月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田博之】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【森田博之】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。日程第11、議案第9号、小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬等及び費用弁償等に関する条例及び小平・村山・大和衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田博之】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**日程第12 議案第10号 小平・村山・大和衛生組合職**

## 員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【森田博之】 日程第12、議案第10号、小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第10号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の扶養手当及び通勤手当につきまして、民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、第1点目は、配偶者に係る扶養手当月額6,000円を廃止し、子に係る手当の月額を1人につき現行の月額9,000円から月額1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、扶養手当の改正は本年度から2年かけて実施するものとし、配偶者に係る同手当は受給者への影響を考慮し、本年4月1日から来年3月31日までの間において、行政職給料表1の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級の職員を除き支給することとし、支給月額を3,000円といたします。

また、子に係る扶養手当は本年4月1日から来年3月31日までの間において、支給月額を1人につき1万1,500円といたします。

第2点目は、職員の交通機関等に係る通勤手当の支給限度額を、1か月当たり5万5,000円から15万円に引き上げるものでございます。

なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

いずれも公布の日から施行し、本年4月1日から適用することを予定いたし

ております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田博之】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○6番【尾崎利一】 2点、改正があるということですがけれども、それぞれについて財政的な影響というか、職員に支払われる手当がどれぐらい増えるのか。2年後でいいんですかね。

それから通勤手当も、このことによって引上げがあるのか。どれぐらいなのか伺います。

それから、扶養手当の改正については、子供の扶養手当を増やすのはいいことだけれども、配偶者手当をなくすことはないではないかと思うわけですがけれども、現状で職員が何人いて、このことによって不利益を被る職員がいるのかどうか。その方について了解を得ているのかという点を伺います。

以上です。

○総務課長【入澤秀和】 今回の改正による財政の影響でございますが、2年後の令和8年度になります。配偶者手当で7万2,000円の減、子の手当で33万6,000円の増となりますので、財政的な影響は大体25万円程度の増と考えております。

通勤手当に関する引上げですが、こちらは現状でも月5万5,000円の範囲で収まっておりますので、改正による増はないと考えております。

続きまして、配偶者手当がなくなることで減になる職員の対応についてですが、配偶者と子供の手当の対象となる職員は4名いますが、子供の扶養手当が増額することから、4名とも2年後には全て増額になります。ただ、今回の改正で段階的な引上げを実施しますので、令和7年度だけ1名の職員が月5000円の減額になります。対象の職員には丁寧な説明をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長【森田博之】 ほかに質疑はございませんか。

質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田博之】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。日程第12、議案第10号、小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田博之】 挙手全員。よって、本案は議案のとおり可決することに決定いたしました。

### 日程第13 議案第11号 令和7年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)

○議長【森田博之】 日程第13、議案第11号、令和7年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第11号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年1月に発生しました石川県能登半島地震に伴う災害廃棄物につきまして、当組合で受け入れるに当たり、処分委託にかかる費用などを計

上するものでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,144万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億3,844万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【市川裕之】 令和7年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

補正額でございますが、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,144万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億3,844万4,000円とするものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳出予算の補正内容につきまして御説明いたします。3款、塵芥処理場費、1項2目、塵芥処理維持管理費でございます。

12節委託料、処理・処分等委託のうち廃棄物運搬等については、新ごみ焼却施設の工事が順調に進んでいることから、試運転期間に発生する焼却残渣の発生量の見込みが立ち、最終処分場へ運搬委託する経費を追加するものでございます。

同じく12節、委託料の下段、災害廃棄物由来焼却灰処理委託は、令和6年1月に発生した石川県能登半島地震により、大量の災害廃棄物が発生していることから、当組合においても珠洲市及び輪島市の災害廃棄物の広域処理を行います。災害廃棄物の焼却処理により発生した焼却灰を、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において処理する経費を計上しております。

戻りまして、4ページ、5ページを御覧ください。

歳入予算の補正内容につきまして、御説明いたします。5款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は、増となる歳出の財源とするため、財政調整基金からの繰入額を増額するものでございます。

7款、諸収入、3項1目、組合受託事業収入については、歳出予算の補正内容で説明いたしました珠洲市及び輪島市の災害廃棄物を広域処理することから、処理受託料として計上するものでございます。

以上が補正予算（第1号）の説明でございます。

ありがとうございます。

○議長【森田博之】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○1番【佐藤徹】 お伺いいたしますが、当組合の費用の負担、これは財政調整基金からも対応していますから、当組合の一般財源を使っている関係もありますので、どういう枠組みで当組合での負担に至ったのか、そして多摩エリアの他の衛生組合と比較してどういう位置づけになっているのか。あと、輪島市、珠洲市となった経緯も含めてお聞かせいただければと思います。

○業務課長【石川博隆】 能登半島地震によります大量災害廃棄物につきましては、令和6年度から東京都多摩地域の中でも受入れ等を開始しているところでございます。こちらにつきましては、多摩地域で構成します多摩地域災害廃棄物受入れ調整定例会ということで、東京都が主催していますけれども、組合各団体の調整の中で、調整が整った団体から順次受入れをしている状況でございます。

当組合におきましては、新ごみ焼却施設が令和7年10月から本稼動になるものですから、この調整定例会議の中で、今年度の令和7年10月から受入れをするという形になるところでございます。

それで、こちら石川県から委託をしました一般社団法人石川県産業資源循環協会が当組合と災害廃棄物の焼却処理業務の委託契約を締結する形になりました。

て、受入金額としましては多摩地区で統一の単価で、1キロ当たり35.5円で受入れを予定しているところで、当組合の受入れ量としましては、令和7年度50トンで予定をしております。

また、組合の団体は令和6年度から受入れを開始しているところもございます。そして、そういったところは、今手持ちで数字の資料はございませんけれども、当組合以上に受入れを行っているところもという形で把握しているところがございます。

ということで、当市におきましてはこの災害廃棄物の受入れということで、令和7年度中に、50トンを目途に受入れをしまして、石川県の災害廃棄物の処理が順調に進むのを目途にして対応してまいりたいと考えてございます。

輪島市と珠洲市の災害廃棄物の受入れにつきましては、先ほど申し上げました多摩地域の災害廃棄物受入れ調整の定例会の中で割り当てられているものがございます。

以上です。

**○1番【佐藤徹】** そうすると、新ごみ焼却施設が本年10月1日から本格稼働になるわけですが、実際に対応されるのは10月1日以降になるのかどうか。

そして、50トンについては令和8年の3月まで、令和7年度で完了すると、計画的に対応できるということかどうか。

そして、それは3市のごみの焼却に与える影響はないのかどうか、通常の利用の中で当組合として対応できる処理量なのかどうか、その辺りをお伺いします。

**○業務課長【石川博隆】** 本年、当組合が受け入れます50トンの災害廃棄物につきましては、議員御指摘のとおり、令和8年3月末までに計画的に処理をしていく形になります。

それから、災害廃棄物の処理に関連しまして、組合組織3市の10月1日から3月末までの一般廃棄物の処理について、特段影響はないと考えてございます。

また、受入れにつきましても、組合3市のごみ処理の担当部署にも定期的に情報提供してまいりたいと考えてございます。

以上です。

**○3番【外山まなみ】** 御説明ありがとうございました。

災害の廃棄物は結構いろいろ種類があると思います。生活ごみもありますし、避難所でのごみだったり、あとは片づけ解体ごみとか、いろいろ種類があると思うんですが、これに関しても何を受け入れるかはもう決めがあるのか、今後の復興の状況によっては小平市がまた違ったごみを受け入れるといった状況もあり得るのか。今は50トンという決めですけれども、ここも復興状況によって変動する可能性があるのかどうか、そちらをお伺いいたします。

**○業務課長【石川博隆】** 当組合で受入れを行います廃棄物の種類でございしますが、こちらは可燃物で予定をしております。

今回、当組合が受入れに先立ちまして、組合の職員2名で東京都と合同で現地に向かいまして、実際に集積している廃棄物の処理の状況ですとか、受け入れるそのものがちゃんと間違いないかどうかを確認してから、受入れを開始したいと考えてございます。

可燃物ということで、不燃ですとか、また、木くずですとかは今回受入れ対象外にさせていただいているということで、ごみの性質が途中が変わることは、今現在では考えていないところでございます。

以上です。

**○6番【尾崎利一】** 7ページのところで、廃棄物運搬等というのは試運転中の廃棄物の運搬の費用で、災害廃棄物由来焼却灰処理委託というのが能登地震

に関わるものだと思いますけれども、それぞれの金額を伺います。

○業務課長【石川博隆】 今回、補正で計上いたしました処理・処分等委託の中で、1,144万4,000円のうち、廃棄物運搬等につきましては1,140万6,000円、災害廃棄物由来焼却灰の処理委託としましては3万8,000円を予定しているところでございます。

以上です。

○議長【森田博之】 ほかに質疑はございませんか。

質疑を終了することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田博之】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【森田博之】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。日程第13、議案第11号、令和7年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田博之】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会5月臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長      森 田 博 之

小平・村山・大和衛生組合議会議員      三 輪 博 美

小平・村山・大和衛生組合議会議員      尾 崎 利 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員      須 藤 千 詠 子